

書類の提出についてお願い

せとジュニアスポーツ団体応援補助金の申請について、以下の点にご注意ください。

【お願い】

- 振込口座（**要注意！**）

団体で口座を所有されており、その口座を振込口座に登録希望される団体について、口座名義人が前年の役員の方の名前になったまま口座振込依頼書を提出することは避けてください。

年度が変わり、役員の交代等があった場合は、必ず口座名義人の変更を金融機関で行ってください。

変更をされていない場合、補助金の支払いができない場合があります。

また、通帳のコピーも提出して下さい。

→名義変更していないと何が問題か

振込口座が名義変更されていない場合、申請書に記載の代表者や提出いただく役員名簿と異なる名前の方あてに振込作業を進めることになりますが、振込先として間違っていないか確認ができず支払いが行えなくなります。

- 事業の一つとして提案のある県外への遠征試合ですが、県外で行うことが競技力向上にどうつながっているのか伝わってこないため、県外へ行くことで得られる効果をより具体的に記載してほしいと審査会で意見がありました。具体的な効果がないのであれば、県内市内で行っても良いのではないかという意見が審査会での率直な意見です。

〈例〉

「レベルの高いチームと試合をすることで意識が高くなる」では、得られる効果が抽象的で曖昧なため、競技力向上につながるのか伝わってこない。また、競技レベルの高いチームは県内にもあるのでは？という意見もあります。

- 事業の見積もり書等について、発行日が概ね3か月以内のものを添付してください。物品購入の場合、通販サイト等の商品紹介ページを印刷して提出いただいても結構です。
また、施設の利用料等で見積もり書がない場合、インターネットページ等の利用料が確認できるものを印刷していただいても結構です。

- 申請書の受付、申請に関する相談は、平日の午前9時～午後4時です。

【裏面へ】

【書類の提出について】

- 書類等の書き方や事業内容について確認したい場合、必ず事前に担当者に連絡してから来館をするようお願いいたします。連絡なしで来館された場合、対応できない可能性や、長時間お待たせしてしまう可能性があります。
また、申請書提出の際も必ず事前に連絡をお願いいたします。担当者が不在の場合、その場での書類の不備等がチェックできず、後日連絡し、再提出を依頼することになる可能性があります。申請される皆様の負担を少しでも減らすためにも、事前連絡にご協力をお願いいたします。
- お仕事の都合等で、平日の午後4時までに来館することが難しいが、申請事業について相談したいといった場合、一度担当者にご連絡ください。
連絡はメールでも可能ですが、メールの確認に時間のかかる場合がありますことをご理解ください。

連絡先 〒489-0061 瀬戸市上本町1
瀬戸市経済文化部スポーツ課 担当
T E L 0561-48-0589
F A X 0561-48-0825
M a i l sports@city.seto.lg.jp